

北海道告示第10344号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項に基づき、令和6年度(2024年度)前期実施技能検定について次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 実施する検定職種(作業)及び等級区分

実施する検定職種(作業)及び等級区分は次のとおりとする。

(1) 1級及び2級

検 定 職 種 名	作 業 名
園芸装飾	室内園芸装飾作業
造園	造園工事作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、 数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	製缶作業、構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業、ダクト板金作業
めっき	溶融亜鉛めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業
建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
プラスチック成形	射出成形作業、インフレーション成形作業、真空成形作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、 シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水 工事作業、FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、 ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
化学分析	化学分析作業
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業、金属塗装作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(2) 3 級

検 定 職 種 名	作 業 名
園芸装飾 造 園 鑄 造 機械加工 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 ブロック建築 塗 装 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	室内園芸装飾作業 造園工事作業 鑄鉄鑄物鑄造作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業 機械組立仕上げ作業 電子機器組立て作業 大工工事作業 コンクリートブロック工事作業 金属塗装作業 音響機構調整作業 商品装飾展示作業 フラワー装飾作業

(3) 等級を区別しないもの〔単一等級〕

検 定 職 種 名	作 業 名
路面標示施工 塗料調色 産業洗浄	溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、 加熱ペイントマシンマーカ－工事作業 調色作業 高圧洗浄作業

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

北海道経済部手数料条例(平成12年北海道条例第15号。以下「条例」という。)別表86の項の職種は次の表に定めるとおりとし、手数料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、3級の実技試験を受検する者のうち、以下の(ア)から(ウ)に掲げる要件を全て満たす場合には、同表の右欄に掲げる手数料から、9,000円を減じた額とする。

また、3級の実技試験を受検する**在校生**のうち、以下の(ア)及び(ウ)に掲げる要件を全て満たす場合には、同表の右欄に掲げる手数料から、4,500円を減じた額とする。

(ア) 令和6年(2024年)4月1日(月)において、23歳に達していない者

(イ) 実技試験受検申請日において、雇用保険被保険者である者

(ウ) 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

受検級	区 分	手数料(円)
1 級及び2 級 (※以外)、単一等級	全受検者	18,200
3 級	在校生以外	18,200
	在校生	12,200

※「婦人子供服製造」職種

受検級	区 分	手数料(円)

1 級及び 2 級	全年齢	15,300
-----------	-----	--------

注 3 級の実技試験受検者在校生とは、条例別表 86 の項の施設(次に掲げるものをいう。)の訓練生及び在校生(当該受検資格を有する者に限る。)である。

- (ア) 公共職業能力開発施設(短期間の訓練課程の職業訓練を除く)
- (イ) 認定職業訓練施設(短期間の訓練課程の職業訓練を除く)(現に雇用されている者を除く)
- (ウ) 職業能力開発総合大学校
- (エ) 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校(高等部に限る)、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

イ 実施期日

実技試験は、令和 6 年(2024 年) 6 月 6 日(木)から令和 6 年(2024 年) 9 月 8 日(日)までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。

ただし、造園職種に限り、暑熱対応のため延期する場合は、同年 11 月 13 日(水)までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、令和 6 年(2024 年) 5 月 30 日(木)に北海道職業能力開発協会の事務所で公表する。ただし、一部の職種については、あらかじめ公表しない場合もある。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。

検定職種名	実施期日
園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾(以上 3 級のみ)	令和 6 年(2024 年) 7 月 14 日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装、産業洗浄	令和 6 年(2024 年) 8 月 18 日(日)
機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作	令和 6 年(2024 年) 8 月 25 日(日)
園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工、塗料調色	令和 6 年(2024 年) 9 月 1 日(日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書(本人確認書類(運転免許証、保険証等の写し等)を含む)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
- ウ 受検手数料

(2) 送付先(郵送のみ受付)

北海道職業能力開発協会 所在地 〒003-0005

札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 2 号 TEL 011-825-2386

(3) 受付期間

令和 6 年(2024 年) 4 月 3 日(水)から令和 6 年(2024 年) 4 月 16 日(火)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、郵便切手140円分を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きのうえ、書留郵便にて郵送すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

ウ 申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 受検申請時に、実技試験の手数料〔前記3の(1)アに掲げる額〕及び学科試験の手数料(3,100円)を、北海道職業能力開発協会が指定する口座への振込により納付すること。

なお、各地方職業能力開発協会にて受検申請する場合は、各地方協会が指定する方法によること。

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が令和6年(2024年)8月30日(金)(3級職種のみ)又は令和6年(2024年)10月4日(金)のいずれかに書面で通知する。

ただし、造園職種に限り、暑熱対応のため延期した場合は、同年11月28日(木)までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に書面で通知する。

(2) 技能検定合格証等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には北海道知事名の合格証書を交付する。

このほか、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、各総合振興局及び振興局の産業振興部商工労働観光課、又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。